

1 有害物質の一覧

(水質汚濁防止法施行令第2条)

有害物質	
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二・ジクロロエタン
14	一・一・一・ジクロロエチレン
15	一・二・ジクロロエチレン
16	一・一・一・一・トリクロロエタン
17	一・一・一・二・トリクロロエタン
18	一・三・ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
20	二・クロロ・四・六・ビス(エチルアミノ)・s・トリアジン(別名シマジン)
21	S・四・クロロベンジル=N・N・ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	一・四・ジオキサン

2 指定物質の一覧

(水質汚濁防止法施行令第3条の3)

指定物質	
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル・ターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)
15	硫酸
16	ホスゲン
17	一・二・ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル=二・二・ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)

24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	ステレン
28	キシレン
29	パラジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸ニセカンダリーブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
31	三・五ジクロロ-N-(一・一ジメチルニプロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
32	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
33	チオリン酸O・OジエチルO-(三メチル四ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
34	チオリン酸SベンジルO・Oジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
35	一・三ジチオランニイリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラ
36	チオリン酸O・OジエチルO-(ニイソプロピル六メチル四ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
37	チオリン酸O・OジエチルO-(五フェニル三イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
38	四ニトロフェニルニ・四・六トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
39	チオリン酸O・OジエチルO-(三・五・六トリクロロニピリジル)(別名クロルピリホス)
40	フタル酸ビス(ニエチルヘキシル)
41	エチル=(Z)ニ三[NベンジルN[[メチル(ニメチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
42	一・二・四・五・六・七・八・八オクタクロロニ・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロニ四・七メタノニHインデン(別名クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール及びその塩類
56	一・三・五・七テトラアザトリシクロ[三・三・一・一] ^{三・七} デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

3 油の一覧
(水質汚濁防止法施行令第3条の4)

油	
1	原油
2	重油
3	潤滑油
4	軽油
5	灯油
6	揮発油
7	動植物油